

# 障害者福祉計画アンケート調査

## 集計結果の概要をお知らせします

町では、障害の有無にかかわらず、誰もがいきいきと安心して暮らしていくことができる地域社会を目指して、現行の障害者福祉計画を見直し、新たな「第三次障害者福祉計画」の策定を進めています。

計画の策定にあたり、障害者手帳所持者および特定疾患医療給付制度受給者、一般町民の意見をお聞きするため、アンケート調査を実施しました。ここで、集計結果がまとまりましたのでお知らせします。

ご協力いただいた皆さま、誠にありがとうございました。

### 1 調査の概要

調査対象：・ 障害者手帳所持者および特定疾患医療給付制度受給者（すべての人）

・ 一般町民（300人抽出）

調査期間：平成23年1月14日～28日

調査方法：無記名方式による郵送配付・回収

種別	配付数	回収数	回収率
身体障害者	1,029票	686票	66.7%
知的障害者	255票	153票	60.0%
精神障害者	118票	77票	65.3%
難病患者	204票	139票	68.1%
一般町民	278票	82票	29.5%
合計	1,884票	1,137票	60.4%

### 2 障害福祉サービス、相談支援について

#### 【障害福祉サービスについて】

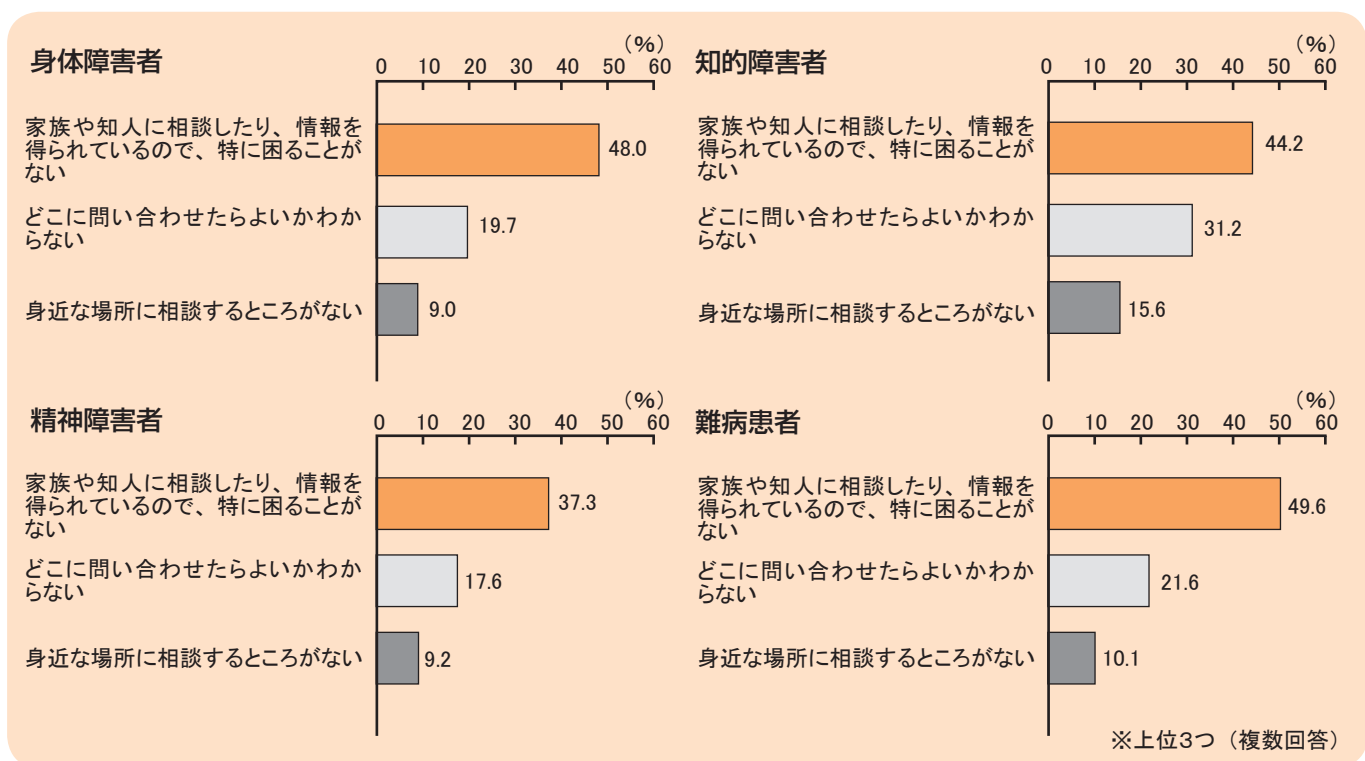
ホームヘルプサービスを利用している人は、身体障害者で7.6%、知的障害者で3.9%、精神障害者で2.6%、難病患者で7.9%となっています。

各サービスともに、利用していない理由で最も高い項目が「身の回りのことはひとりでできる」あるいは「利用する必要がない」であり、身の回りのことがひとりでできなくなったり、利用する必要が出てきた場合は、6～9割の人が「利用したい」と回答しています。

障害者自立支援法によるサービスについて、「知らない」と回答した人が多く、制度が始まったことによる困ったことについては、障害者別でも「制度の仕組みがわからない」が最も多くなっています。

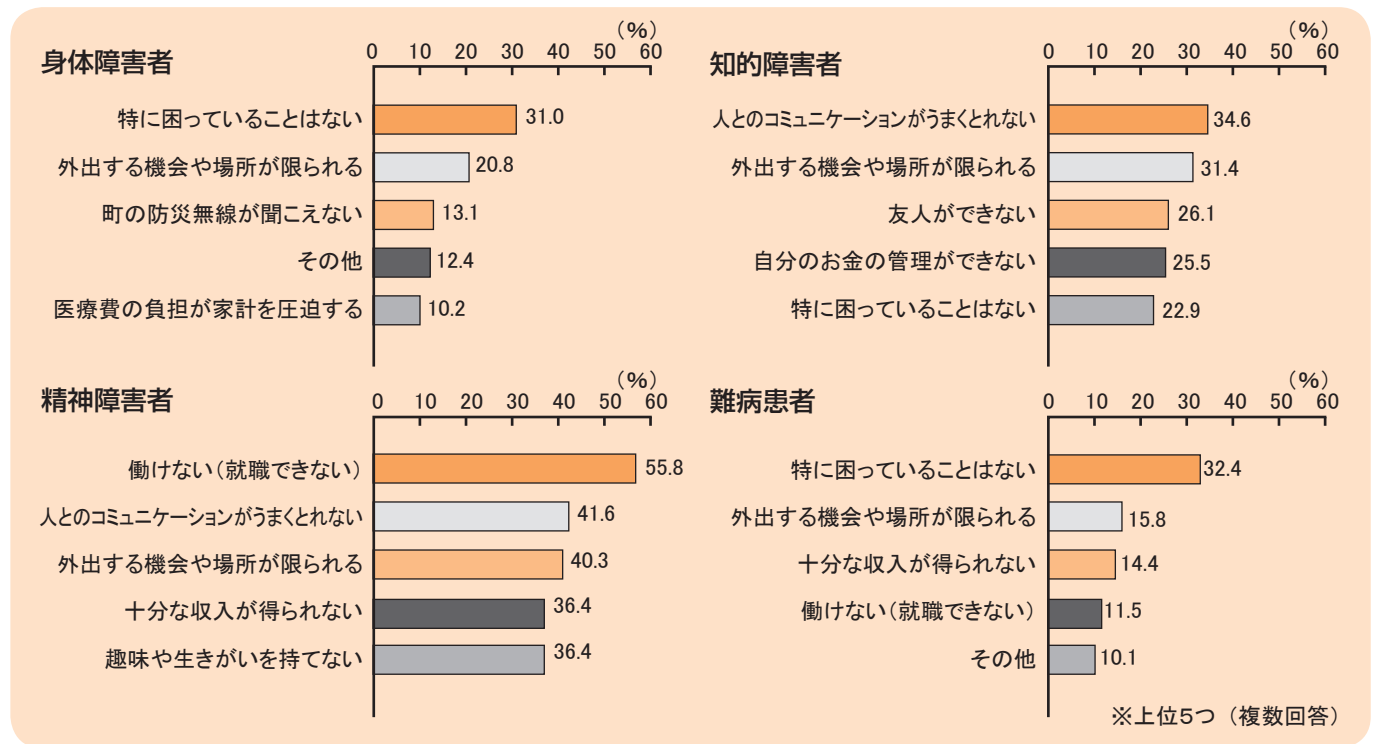
#### 【相談支援・情報提供について】

「家族や知人に相談したり、情報を得られているので、特に困ることがない」と回答した人が4～5割と高く、それ以外では、どの障害種別でも「どこに問い合わせたらよいかわからない」、「身近な場所に相談するところがない」が上位2つとなっています。



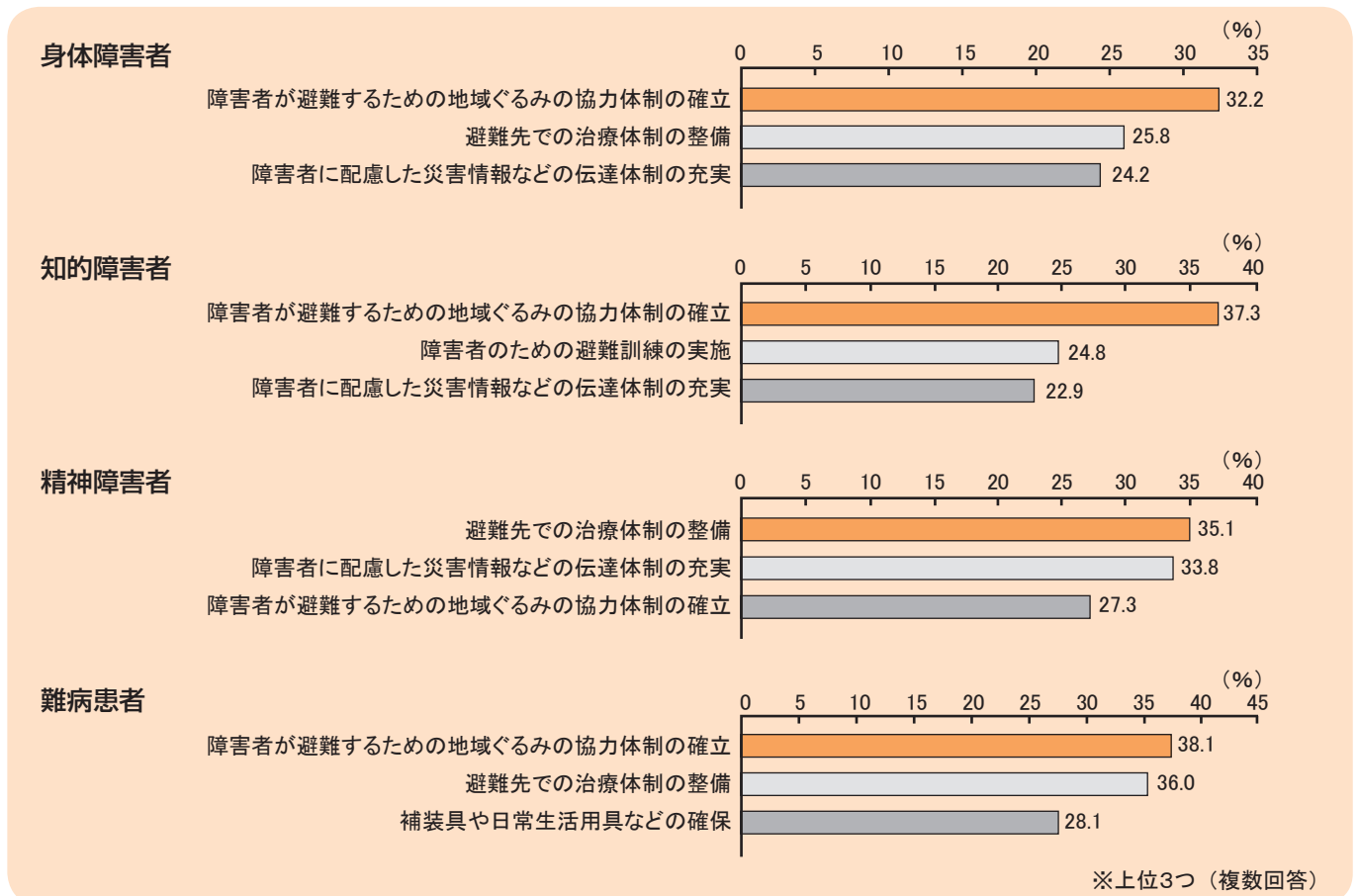
### 3 現在、困っていること

「外出する機会や場所が限られる」、「人とのコミュニケーションがうまくとれない」、「働けない（就職できない）」などの割合が高くなっています。



### 4 災害に備えて力を入れてほしいこと

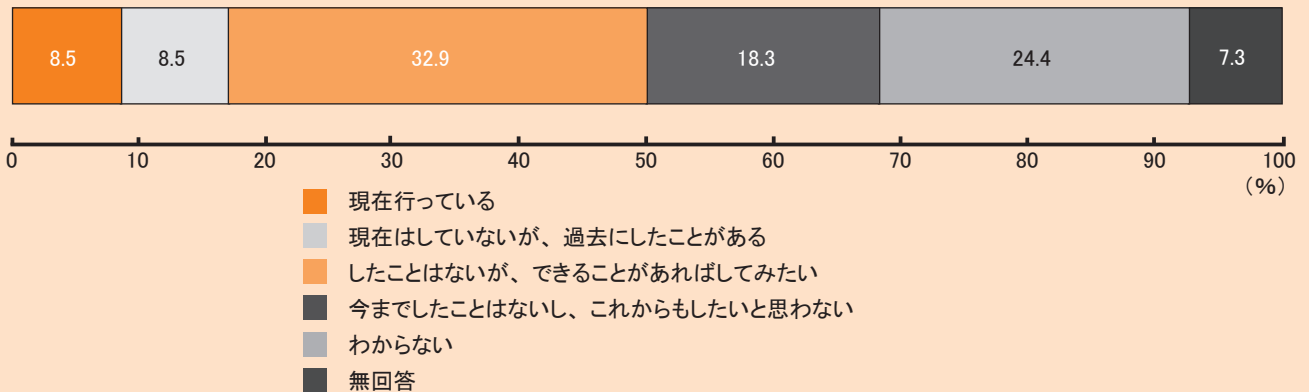
「障害者が避難するための地域ぐるみの協力体制の確立」や「避難先での治療体制の整備」、「障害者に配慮した災害情報などの伝達体制の充実」などが上位にきています。



## 5 一般町民の意識

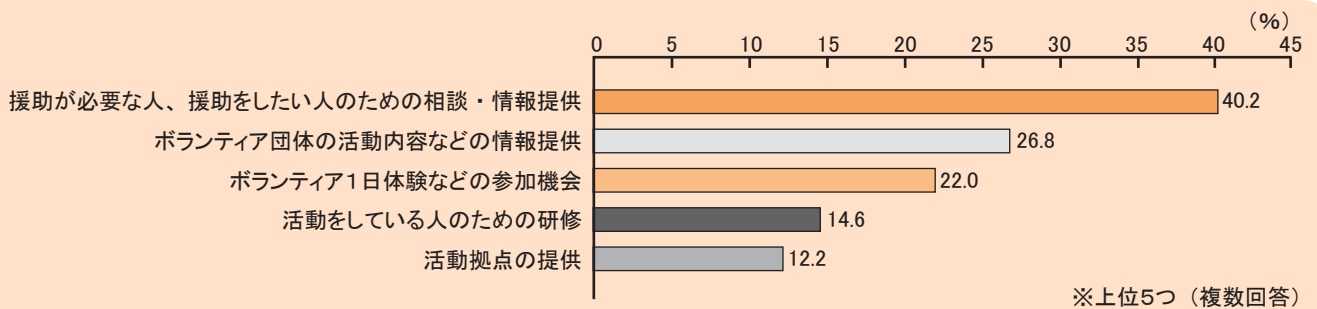
### 【障害者や高齢者などへのボランティア活動について】

ボランティア活動の「経験がある人」が2割弱、「経験はないが参加してみたい」と思っている人が約3割となっています。



### 【地域での助け合いやボランティア活動の活性化のために大切なこと】

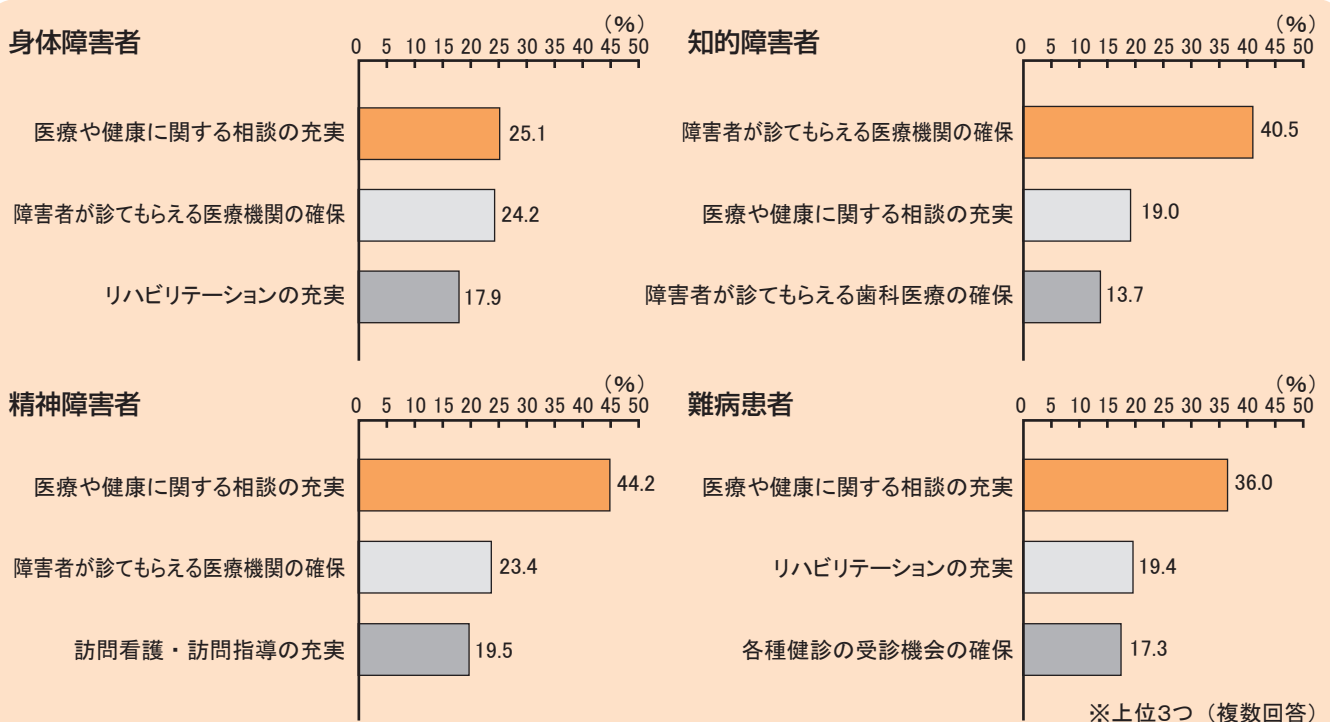
「援助が必要な人、援助をしたい人のための相談・情報提供」が最も高く、次いで「ボランティア団体の活動内容などの情報提供」、「ボランティア1日体験などの参加機会」と続いています。



## 6 重点施策

### 【保健・医療に関すること】

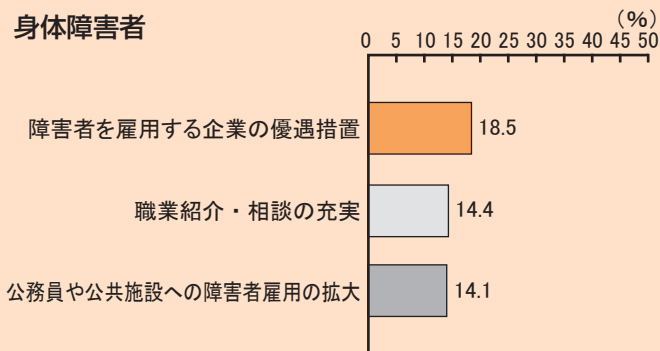
「医療や健康に関する相談の充実」や「障害者が診てもらえる医療機関の確保」などの割合が高くなっています。



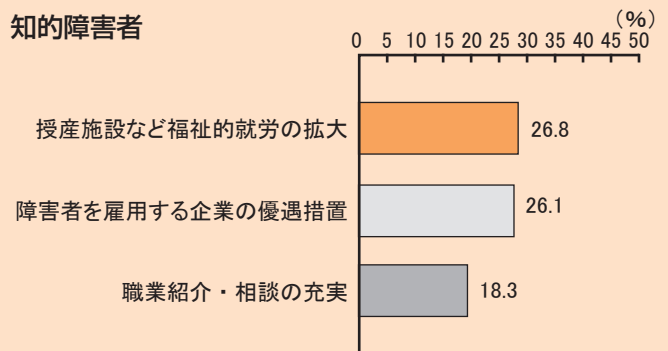
## 【就労・雇用に関すること】

「障害者を雇用する企業の優遇措置」や「職業紹介・相談の充実」などの割合が高くなっています。

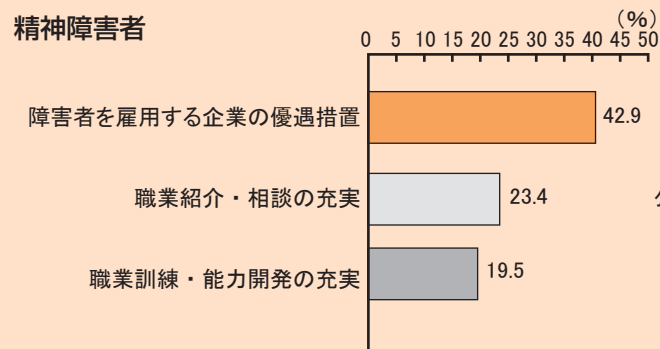
### 身体障害者



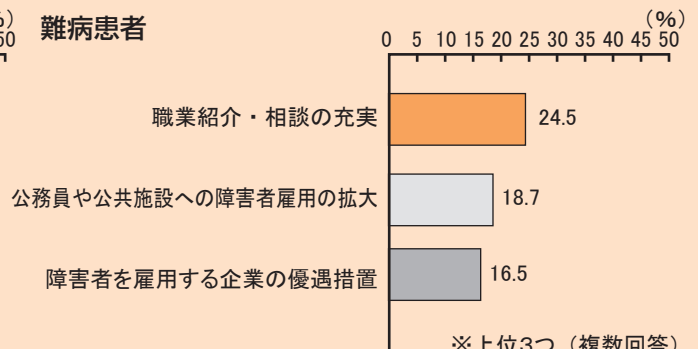
### 知的障害者



### 精神障害者



### 難病患者

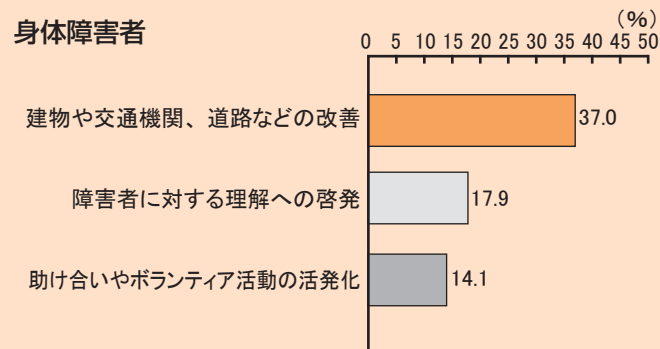


※上位3つ（複数回答）

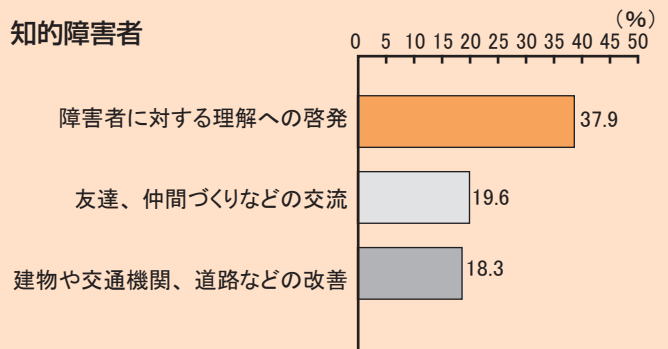
## 【社会参加に関すること】

身体障害者および難病患者では「建物や交通機関、道路などの改善」が、知的障害者および精神障害者では「障害者に対する理解への啓発」が最も高くなっています。

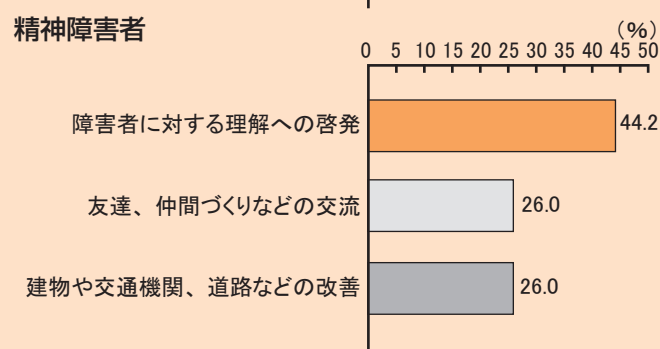
### 身体障害者



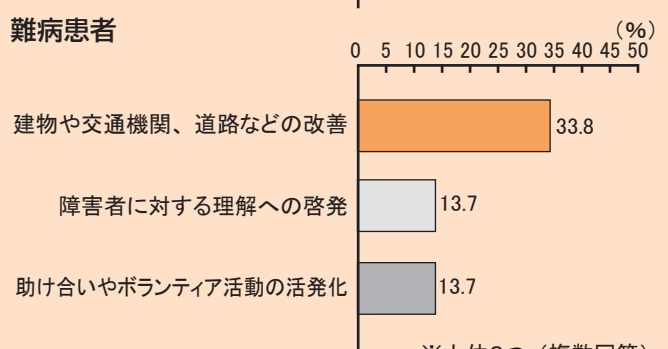
### 知的障害者



### 精神障害者



### 難病患者



※上位3つ（複数回答）

なお、集計結果の詳しい内容をお知りになりたい場合は、福祉課障害福祉係までお問い合わせください。

問合せ 役場福祉課障害福祉係 ☎ (295) 2112 内線 116・117